

平成 24 年度 第 1 回静岡市国民健康保険運営協議会 次第

日時：平成 24 年 8 月 2 日（木）午後 3 時

場所：静岡市役所静岡庁舎本館 3 階 第 2 委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 会長及び会長職務代理者の選任

(2) 年間スケジュール

(3) 国民健康保険制度の現状と課題

(4) 静岡市国民健康保険事業財政について

ア 平成 23 年度国民健康保険事業会計決算見込み

イ 平成 24 年度国民健康保険事業会計予算

(5) 平成 24 年度国民健康保険料確定賦課状況について

4 その他

5 閉 会

国民健康保険制度の現状と課題

「厚生労働省提供資料」より

市町村国保の抱える構造的な問題

①年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・65～74歳の割合:国保(31.3%)、健保組合(2.6%)
- ・一人あたり医療費:国保(29.9万円)、健保組合(13.8万円)

②所得水準が低い

- ・加入者一人当たり平均所得:国保(84万円)、健保組合(195万円(推計))
- ・無所得世帯割合:23.4%

③保険料負担が重い

- ・加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得
市町村国保(9.6%)、健保組合(4.8%)
- ※健保は本人負担分のみの推計値

④保険料(税)の収納率低下

- ・収納率:平成11年度 91.4% → 平成22年度 88.61%
- ・最高収納率:94.22%(島根県) ・最低収納率:83.90%(東京都)

⑤一般会計繰入・繰上充用

- ・市町村による法定外繰入額:約4,000億円 うち決算補てん等の目的:約3,600億円
- ・繰上充用額:約1,800億円
- ※ 繰上充用...一会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てること。

⑥財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・1723保険者中3000人未満の小規模保険者 417 (全体の1/4)

⑦市町村間の格差

- ・一人あたり医療費の都道府県内格差 最大:2.6倍(沖縄県) 最小:1.2倍(富山県)
- ・一人あたり所得の都道府県内格差 最大:6.5倍(秋田県) 最小:1.3倍(富山県)
- ・一人当たり保険料の都道府県内格差 最大:2.8倍(長野県) 最小:1.3倍(富山県)

保険者支援制度及び保険料軽減制度の概要

○保険者支援制度

保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、平均保険料の一定割合を保険者に対して財政支援。

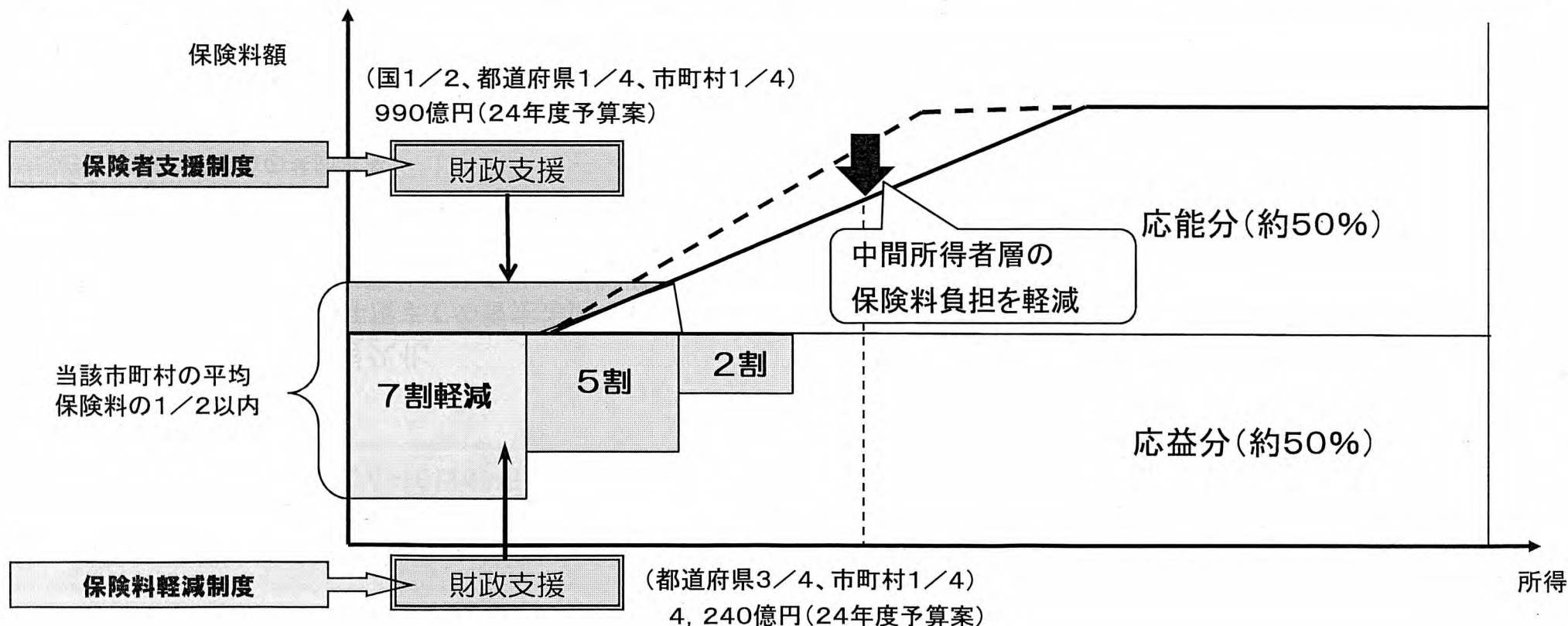
○保険料軽減制度

保険料軽減(応益分の7割、5割、2割)の対象となった被保険者の保険料のうち、軽減相当額を公費で財政支援。

※ 対象者(平成22年度実績) 7割軽減 770万人(22.8%)、5割軽減 230万人(6.8%)、2割軽減 372万人(11.0%)

対象者の収入(3人世帯、給与収入の場合) 98万円以下 147万円以下 223万円以下

(注)対象者のうち、7割軽減には6割軽減対象者を、5割軽減には4割軽減対象者を含む。



国民健康保険法の一部を改正する法律の概要

- 国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の所要の措置を講ずる。
(平成24年4月5日成立、4月6日公布)

1. 法律の概要

(1) 財政基盤強化策の恒久化

平成22年度から平成25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策(保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業(高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業))を恒久化する。

※ 保険者支援制度

→ 保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度(国、都道府県、市町村が2:1:1で負担)

※ 都道府県単位の共同事業

① 高額医療費共同事業:

→ 一定額以上(一件80万円超)の高額医療費について、都道府県内の全市町村が拠出し、各市町村の単年度の負担の変動を緩和する事業(国・都道府県が事業対象の1/4ずつ公費負担)

② 保険財政共同安定化事業:

→ 一定額以上(一件30万円超)の医療費について、都道府県内の全市町村の拠出により共同で負担する事業

(2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象を全ての医療費に拡大する。

(3) 都道府県調整交付金の割合の引上げ

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

(4) その他

恒久化までの間、財政基盤強化策(暫定措置)を1年間(平成26年度まで)延長する等、所要の措置を講ずる。

2. 施行期日(適用日)

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 及び(2)について | 平成27年4月1日 |
| (3) 及び(4)について | 平成24年4月1日 |

国民健康保険法の一部を改正する法律の概要(イメージ)

(1) 財政基盤強化策の恒久化

市町村国保の安定的な運営を確保するため、平成22年度から平成25年度までの暫定措置となっている市町村国保の「財政基盤強化策」(公費2,000億円)を恒久化する。

※ 財政基盤強化策として、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じた、市町村に対する財政支援や、高額医療費に関する市町村に対する財政支援を行っている。

(2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業について、平成27年度から、事業対象を全ての医療費に拡大し、財政運営の都道府県単位化を推進する。

※ 現在、1件30万円を超える医療費について、都道府県内の全市町村が被保険者数と医療費実績に応じて共同で負担。

(3) 財政調整機能の強化

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、平成24年度から、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を34%から32%とする。

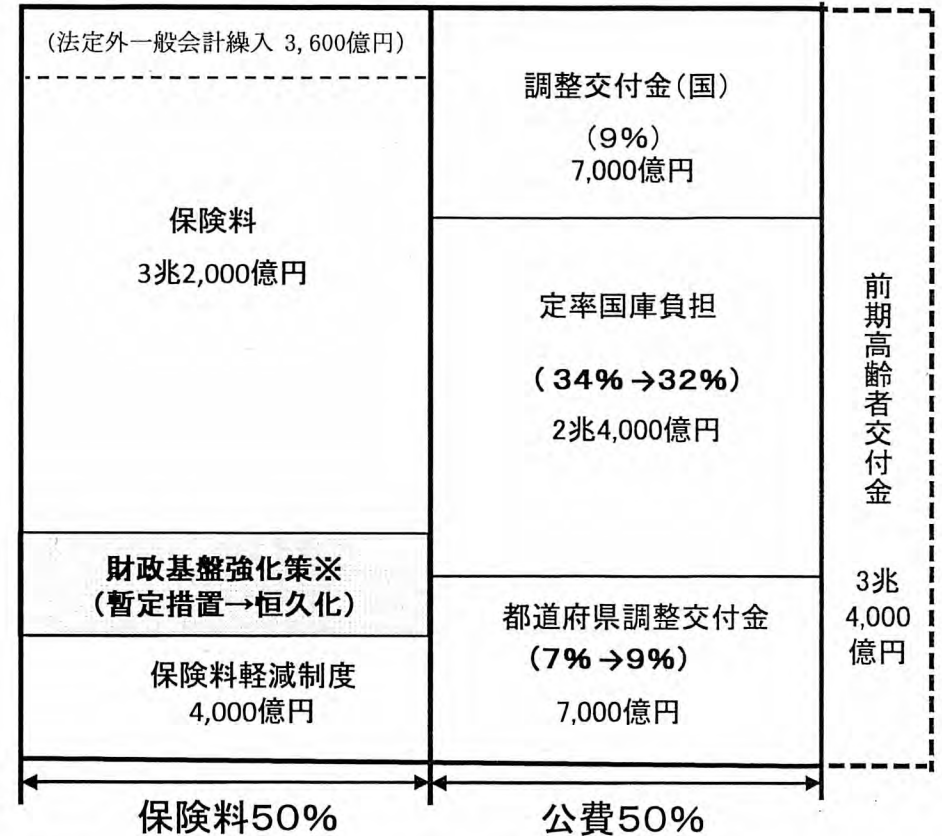
※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情への対応のために交付。

施行期日(適用日)

- (1)、(2) 平成27年4月1日
- (3) 平成24年4月1日

国保財政のイメージ

医療給付費等総額: 約11兆1,000億円
(24年度予算)



※財政基盤強化策には、恒久化する上記の公費2,000億円のほか、財政安定化支援のため地財措置(1,000億円)がある。

※法定外一般会計繰入は平成22年度実績ベース。

財政運営の都道府県単位化の推進

○ 市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】

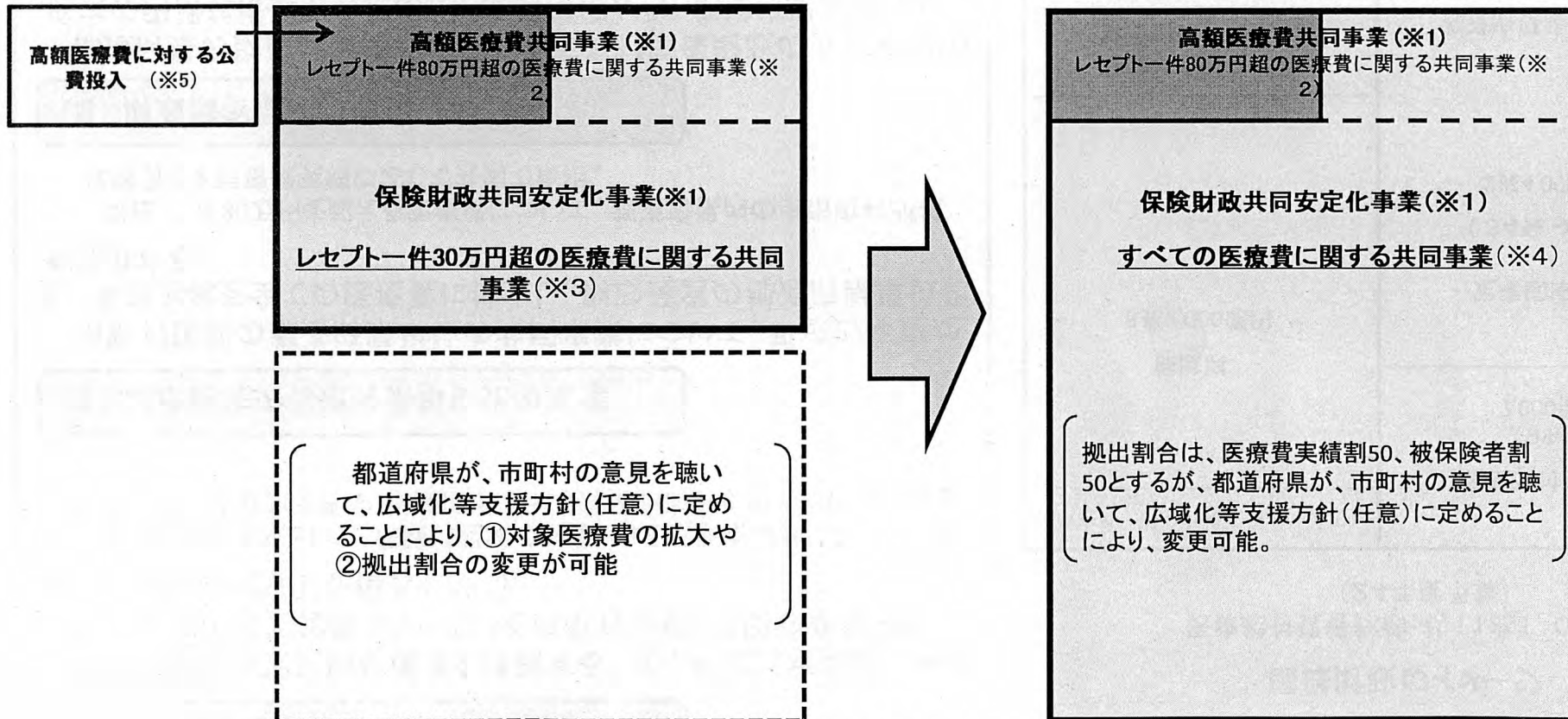
※ 拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が、市町村の意見を聴いて変更可能。

【現行】

【改正後】

都道府県単位の共同事業

都道府県単位の共同事業の拡大



- ※1 いずれも、現在は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置
- ※2 医療費のうち80万円を超える額を対象としている。
- ※3 30万円を超えるレセプトのうち、8万円(自己負担相当分)を控除した額を対象としている。
- ※4 自己負担相当額等を除く。
- ※5 市町村の拠出金に対して国及び都道府県が1/4ずつ負担している。

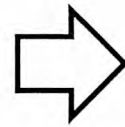
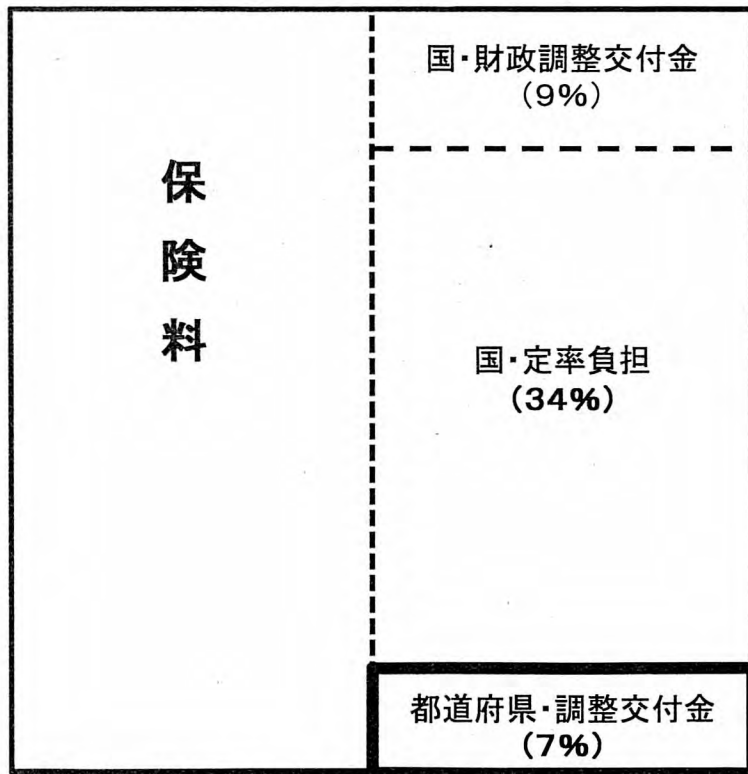
都道府県調整交付金の割合の引上げ

○ 都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金について、給付費等の7%から9%に引き上げる。【平成24年度】

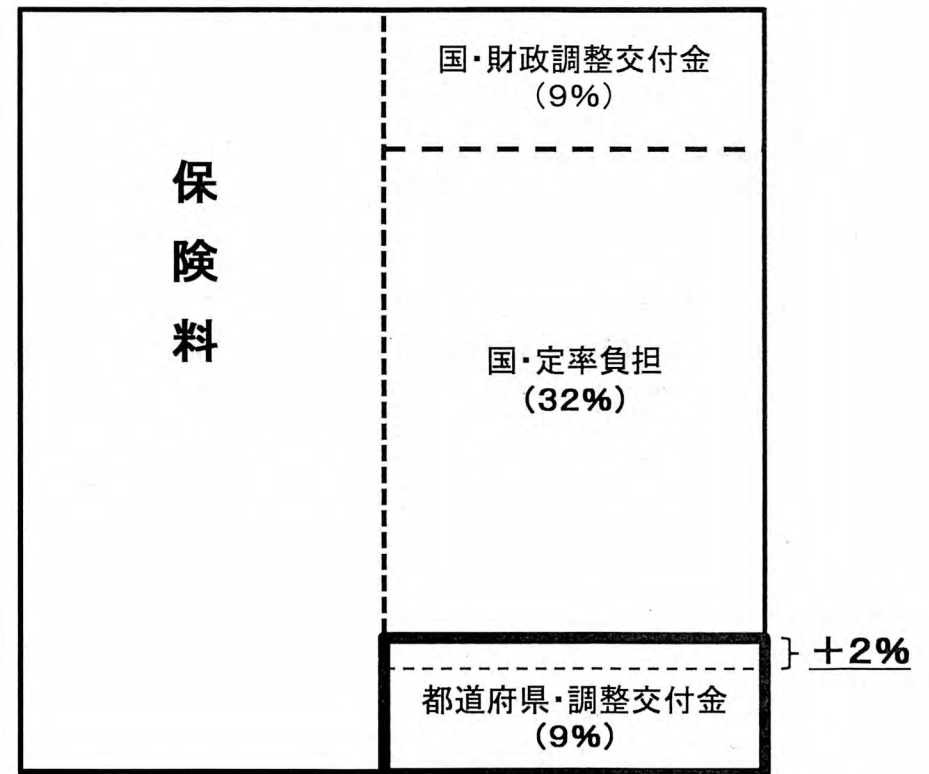
※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情に対応するために交付されている。

【現行】



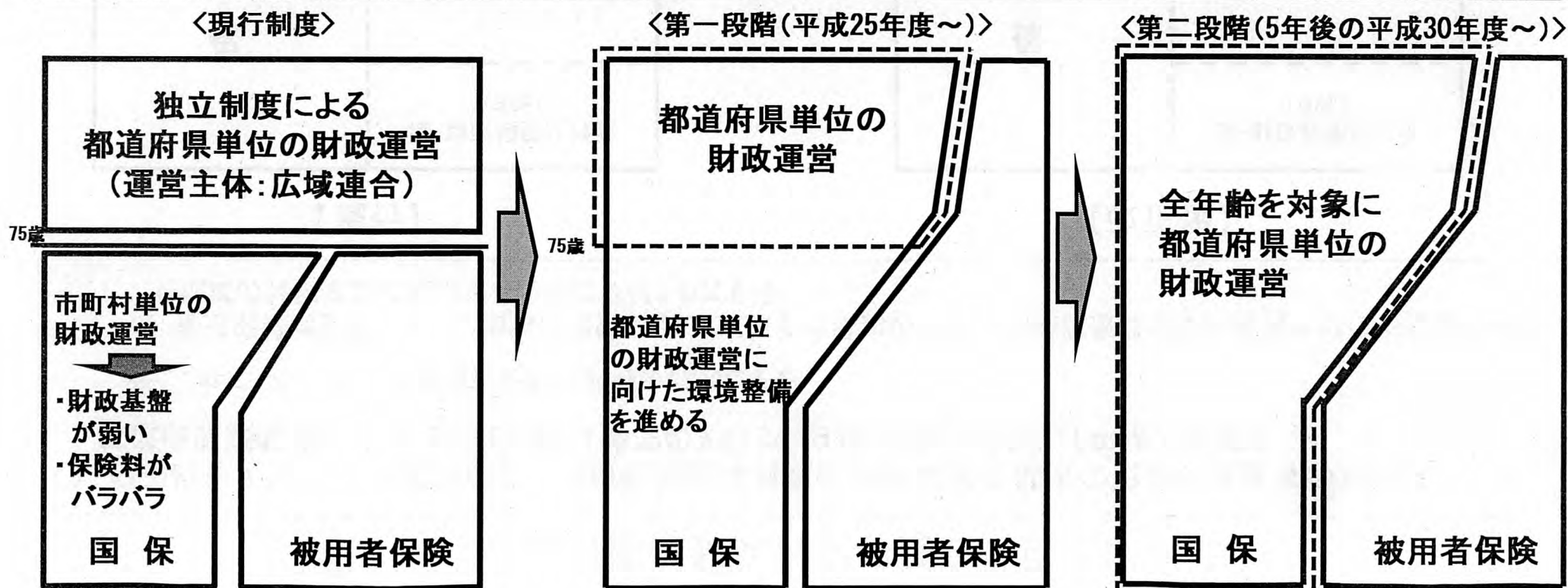
【改正後】



※ 都道府県・調整交付金の2%増分の額は、平成24年度ベースで1,526億円

① 高齢者医療制度の見直し

- 低所得の加入者が多く、年齢構成も高いなどの構造的問題を抱える国保については、財政基盤強化策や収納率向上に向けた取組に加え、今後の更なる少子高齢化の進展を踏まえると、保険財政の安定化、市町村間の保険料負担の公平化等の観点から、国保の財政運営の都道府県単位化を進めていくことが不可欠。
- また、新たな仕組みの下では、多くの高齢者が国保に加入することとなるが、単純に従前の市町村国保に戻ることであれば、高齢者間の保険料格差が復活し、多くの高齢者の保険料が増加する。
- このため、新たな制度では、まず第一段階において、75歳以上について都道府県単位の財政運営とする。
- 75歳未満については、現在、市町村ごとに保険料の算定方式・水準が異なることから、一挙に都道府県単位化した場合には、国保加入者3,600万人の保険料が大きく変化することとなるため、都道府県が策定する「広域化等支援方針」に基づき、保険料算定方式の統一や保険財政共同安定化事業の拡大などの環境整備を進めた上で、第二段階において、期限を定めて全国一律に、全年齢での都道府県単位化を図る。



③ 住民基本台帳法改正に伴う外国人に対する国保・後期高齢者医療の適用について

1. 現状

(1) 住所地の考え方

- ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療では、「市町村又は特別区の区域内に住所を有する者」を被保険者としている。
- ・ 住所地の判断については、住民基本台帳が市町村住民の居住関係を公証するものであることを踏まえ、住民基本台帳に記載された住所を当該者の住所であると推定しつつ、必要に応じて居住事実の調査等も行い認定することとしている。

(2) 外国人の住所地

外国人については、住民基本台帳制度の適用を受けないため、外国人登録法に基づく登録を受け、かつ、出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格をもって日本に滞在する外国人であって、

- ① 1年以上の在留期間を決定されたもの
- ② 1年未満の在留期間を決定されたもののうち、客観的な資料等により、1年以上滞在すると認められるものを被保険者としている。

2. 住民基本台帳法改正の趣旨

(1) 趣旨

日本に入国・在留する外国人が年々増加していること等を背景に、外国人住民への基礎的行政サービスを提供する基盤を確立し、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を進めることが必要

(2) 改正内容等

外国人登録制度を廃止し、適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法の適用対象とする。【平成24年7月9日施行】

3. 国民健康保険及び後期高齢者医療における対応

(1) 見直しの内容

外国人についても、住所を公証する住民基本台帳が適用されることを踏まえ、以下の者を被保険者とする。

① 住民基本台帳法の適用を受ける外国人(※)

(※) 中長期在留者(3月を超える在留期間を有する)、特別永住者、仮滞在許可者、一時庇護許可者、経過滞在者

② 3月以下の在留期間であるため住民基本台帳法の適用を受けないもののうち、客観的な資料等により3月を超えて滞在すると認められるもの

(2) 施行日 平成24年7月9日(平成24年1月20日省令・告示改正を公布)

静岡市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期 平成25年6月30日まで

平成24年8月1日現在

区 分	氏 名	所属・役職等
被保険者を代表する委員 (4人)	ワタナベ 渡 邊 <small>ハチヤ</small> 八 彌	静岡市自治会連合会
	イエキ 家 木 <small>セイジ</small> 征 二	公募(葵区)
	アオシマ 青 島 <small>マサヨ</small> 理 代	公募(駿河区)
	オйкаフ 老 川 <small>テツオ</small> 哲 雄	公募(駿河区)
保険医又は保険薬剤師 を代表する委員 (4人)	アオヤマ 青 山 <small>シゲオ</small> 茂 夫	社団法人静岡市静岡医師会
	マツナガ 松 永 <small>モトシ</small> 元 良	一般社団法人静岡市清水医師会
	タカオ 高 尾 <small>カスヒデ</small> 和 秀	社団法人静岡市清水区歯科医師会
	スギモト 杉 本 <small>ミノブ</small> 道 信	公益社団法人静岡県薬剤師会
公益を代表する委員 (4人)	イノウエ 井 上 <small>ツネヤ</small> 恒 彌	静岡市議会議員
	アサハ 浅 場 <small>タケ</small> 武	静岡市議会議員
	ヤマモト 山 本 <small>アキヒコ</small> 彰 彦	静岡市議会議員
	サノ 佐 野 <small>ケイコ</small> 慶 子	静岡市議会議員
被用者保険等保険者 を代表する委員 (2人)	アオヤマ 青 山 <small>ミチハル</small> 満 晴	静岡県信用金庫健康保険組合常務理事
	マサダ 増 田 <small>タケシ</small> 剛	静岡県自動車販売健康保険組合事務長

○静岡市国民健康保険運営協議会規則

平成16年3月31日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市国民健康保険条例(平成16年静岡市条例第19号。以下「条例」という。)第2条第3項の規定に基づき、静岡市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

(協議会の会長)

第3条 協議会の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険料及び国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、市長の諮問があったとき、又は定数の半数以上の委員が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求のあった日から7日以内に協議会を招集しなければならない。
- 3 協議会は、定数の半数以上の委員が出席し、かつ、条例第2条第1項各号に掲げる委員の区分ごとに1人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、同一事件につき再度協議会の会議を招集してもなお同項に規定する定足数に達しないときは、協議会の会議を開くことができる。
- 5 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議録の作成)

第6条 会長は、会議録を作成し、会長の指名する2人以上の委員とともに署名しなければならない。

(会議結果の答申等)

第7条 会長は、会議録の写しを添えて会議の結果を市長に答申し、又は報告しなければならない。

(小委員会)

第8条 協議会の審議事項について整理し、もって協議会の円滑な審議を図るため、協議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長及び会長が指名した委員をもって構成する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉子ども局福祉部保険年金管理課において処理する。
(平17規則53・平18規則141・平19規則16・平20規則8・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第53号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日規則第141号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月19日規則第16号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

平成23年度 国民健康保険事業会計（事業勘定）決算見込 総括表

歳 入

科 目		最終予算額	決算見込額	増減	執行率
国保 民 険 健 康料	医療給付費分（現年）	12,013,262,000	11,560,656,964	△ 452,605,036	96.23
	後期高齢者支援金分（現年）	3,695,036,000	3,567,126,072	△ 127,909,928	96.54
	介護納付金分（現年）	1,455,501,000	1,434,748,849	△ 20,752,151	98.57
	医療給付費分（滞繰）	576,393,000	749,951,651	173,558,651	130.11
	後期高齢者支援金分（滞繰）	260,576,000	212,597,794	△ 47,978,206	81.59
	介護納付金分（滞納）	98,556,000	118,970,470	20,414,470	120.71
	小 計	18,099,324,000	17,644,051,800	△ 455,272,200	97.48
国保 民 険 健 康税	医療給付費分（現年）	2,000	81,204	79,204	4,060.20
	後期高齢者支援金分（現年）	2,000	5,860	3,860	293.00
	介護納付金分（現年）	2,000	4,536	2,536	226.80
	医療給付費分（滞繰）	7,206,000	12,761,663	5,555,663	177.10
	後期高齢者支援金分（滞繰）	276,000	270,681	△ 5,319	98.07
	介護納付金分（滞納）	703,000	1,192,280	489,280	169.60
	小 計	8,191,000	14,316,224	6,125,224	174.78
一 部 負 担 金		2,000	0	△ 2,000	0.00
使用料及び手数料		11,000	13,080	2,080	118.91
国庫 支 出 金	療養給付費等負担金	13,259,019,000	13,908,018,559	648,999,559	104.89
	高額医療費共同事業負担金	366,310,000	345,204,408	△ 21,105,592	94.24
	特定健康診査等負担金	90,052,000	48,556,000	△ 41,496,000	53.92
	財政調整交付金	1,763,471,000	2,349,018,000	585,547,000	133.20
	災害臨時特例補助金	0	1,894,000	1,894,000	-
	出産育児一時金補助金	0	9,910,000	9,910,000	-
	小 計	15,478,852,000	16,662,600,967	1,183,748,967	107.65
療養給付費等交付金		3,013,767,000	2,982,384,042	△ 31,382,958	98.96
前期高齢者交付金		17,752,663,000	17,752,663,911	911	100.00
県 支 出 金	高額医療費共同事業負担金	366,310,000	345,204,408	△ 21,105,592	94.24
	特定健康診査等負担金	82,171,000	48,555,000	△ 33,616,000	59.09
	財政調整交付金	2,791,685,000	2,733,257,835	△ 58,427,165	97.91
	小 計	3,240,166,000	3,127,017,243	△ 113,148,757	96.51
共同事業交付金		7,762,045,000	7,317,558,374	△ 444,486,626	94.27
財 産 収 入		398,000	297,578	△ 100,422	74.77
繰 入 金	保険基盤安定	2,213,097,000	2,213,096,161	△ 839	100.00
	職員給与費等	1,233,661,000	1,175,275,076	△ 58,385,924	95.27
	出産育児一時金	240,807,000	243,968,000	3,161,000	101.31
	財政安定化支援事業	336,819,000	336,819,000	0	100.00
	その他	1,339,270,000	1,339,270,000	0	100.00
	診療報酬支払準備基金	200,000,000	0	△ 200,000,000	0.00
	小 計	5,563,654,000	5,308,428,237	△ 255,225,763	95.41
繰 越 金		1,966,579,015	1,966,579,424	409	100.00
諸 収 入		284,310,000	360,564,122	76,254,122	126.82
歳 入 合 計		73,169,962,015	73,136,475,002	△ 33,487,013	99.95

歳 出

(円、%)

科 目	最終予算額	決算見込額	不用額	執行率	
総 務 費	1,255,784,000	1,175,628,492	80,155,508	93.62	
保 險 給 付 費	療 養 給 付 費	43,392,968,000	43,180,172,487	212,795,513	99.51
	療 養 費	589,068,000	579,770,302	9,297,698	98.42
	審 査 支 払 手 数 料	94,449,000	92,999,388	1,449,612	98.47
	高 額 療 養 費	5,128,987,000	5,063,096,863	65,890,137	98.72
	移 送 費	700,000	88,657	611,343	12.67
	出 産 育 児 一 時 金	385,980,000	375,863,003	10,116,997	97.38
	葬 祭 費	62,355,000	62,350,000	5,000	99.99
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	10,864,000	7,538,030	3,325,970	69.39
	小 計	49,665,371,000	49,361,878,730	303,492,270	99.39
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	8,880,337,000	8,880,336,217	783	100.00	
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	26,338,000	26,336,997	1,003	100.00	
老 人 保 健 拠 出 金	10,557,000	10,555,916	1,084	99.99	
介 護 納 付 金	3,834,942,000	3,834,941,549	451	100.00	
共 同 事 業 拠 出 金	7,906,406,000	7,371,165,854	535,240,146	93.23	
保 健 事 業 費	348,851,015	274,046,712	74,804,303	78.56	
基 金 積 立 金	398,000	297,578	100,422	74.77	
公 債 費	2,000,000	0	2,000,000	0.00	
諸 支 出 金	781,571,000	753,598,654	27,972,346	96.42	
予 備 費	457,407,000	0	457,407,000	0.00	
歳 出 合 計	73,169,962,015	71,688,786,699	1,481,175,316	97.98	

歳 入	73,136,475,002
歳 出	71,688,786,699
繰 越 額	1,447,688,303

平成24年度 国民健康保険事業会計（事業勘定）当初予算 総括表

歳 入

科 目		平成24年度	平成23年度	増減	率
保険料	医療給付分（現年）	12,245,021	12,013,262	231,759	1.93
	後期支援金分（現年）	4,253,200	3,695,036	558,164	15.11
	介護納付金分（現年）	2,006,160	1,455,501	550,659	37.83
	医療給付分（滞繰）	697,812	576,393	121,419	21.07
	後期支援金分（滞繰）	203,657	260,576	△ 56,919	△ 21.84
	介護納付金分（滞繰）	98,531	98,556	△ 25	△ 0.03
	小 計	19,504,381	18,099,324	1,405,057	7.76
保険税	医療給付分（現年）	2	2	0	0.00
	後期支援金分（現年）	2	2	0	0.00
	介護納付金分（現年）	2	2	0	0.00
	医療給付分（滞繰）	7,674	7,206	468	6.49
	後期支援金分（滞繰）	249	276	△ 27	△ 9.78
	介護納付金分（滞繰）	895	703	192	27.31
	小 計	8,824	8,191	633	7.73
一部負担金		2	2	0	0.00
使用料及び手数料		11	11	0	0.00
国庫支出金	療養給付費等負担金	14,332,206	13,187,384	1,144,822	8.68
	高額医療費共同事業負担金	333,220	366,310	△ 33,090	△ 9.03
	特定健康診査等負担金	82,171	90,052	△ 7,881	△ 8.75
	財政調整交付金	2,305,687	1,742,118	563,569	32.35
	小 計	17,053,284	15,385,864	1,667,420	10.84
療養給付費等交付金		2,966,615	3,013,767	△ 47,152	△ 1.56
前期高齢者交付金		18,143,243	17,508,185	635,058	3.63
県支出金	高額医療費共同事業負担金	333,220	366,310	△ 33,090	△ 9.03
	特定健康診査等負担金	82,171	82,171	0	0.00
	財政調整交付金	2,950,894	2,493,300	457,594	18.35
	小 計	3,366,285	2,941,781	424,504	14.43
共同事業	高額医療費共同事業交付金	1,377,284	1,377,284	0	0.00
	保険財政共同安定化事業	6,384,761	6,384,761	0	0.00
	小 計	7,762,045	7,762,045	0	0.00
財 産 収 入		198	398	△ 200	△ 50.25
繰入金	保険基盤安定	2,439,913	2,118,299	321,614	15.18
	職員給与費等	1,234,495	1,245,953	△ 11,458	△ 0.92
	出産育児一時金	243,600	232,814	10,786	4.63
	財政安定化支援事業	330,380	290,364	40,016	13.78
	その他	2,064,412	1,339,270	725,142	54.14
	診療報酬支払準備基金	200,000	200,000	0	0.00
	小 計	6,512,800	5,426,700	1,086,100	20.01
繰越金		2	1,560,222	△ 1,560,220	△ 100.00
諸 収 入		84,310	84,310	0	0.00
歳 入 合 計		75,402,000	71,790,800	3,611,200	5.03

歳 出

(千円、%)

科 目		平成24年度	平成23年度	増減	率
総務費	一 般 管 理 費	840,389	855,635	△ 15,246	△ 1.78
	連 合 会 負 担 金	9,529	9,609	△ 80	△ 0.83
	賦 課 徴 収 費	255,043	265,221	△ 10,178	△ 3.84
	滞 納 処 分 費	128,346	114,321	14,025	12.27
	運 営 協 議 会 費	1,711	1,711	0	0.00
	小 計	1,235,018	1,246,497	△ 11,479	△ 0.92
保 險 給 付 費	療 養 給 付 費	44,855,038	43,150,905	1,704,133	3.95
	療 養 費	607,784	585,493	22,291	3.81
	審 査 支 払 手 数 料	97,131	94,449	2,682	2.84
	高 額 療 養 費	5,590,116	4,995,695	594,421	11.90
	移 送 費	700	700	0	0.00
	出 産 育 児 一 時 金	365,400	385,980	△ 20,580	△ 5.33
	葬 祭 費	66,000	62,355	3,645	5.85
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	8,537	10,813	△ 2,276	△ 21.05
小 計	51,590,706	49,286,390	2,304,316	4.68	
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	10,036,006	8,864,838	1,171,168	13.21	
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	21,050	25,741	△ 4,691	△ 18.22	
老 人 保 健 拠 出 金	1,744	7,182	△ 5,438	△ 75.72	
介 護 納 付 金	3,895,667	3,856,668	38,999	1.01	
共 同 事 業	高 額 療 養 費 拠 出 金	1,465,243	1,465,243	0	0.00
	保 險 財 政 共 同 安 定 化 事 業 拠 出 金	6,441,136	6,441,136	0	0.00
	そ の 他 共 同 事 業 事 務 費 拠 出 金	27	27	0	0.00
	小 計	7,906,406	7,906,406	0	0.00
保 健 事 業	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	482,750	377,607	105,143	27.84
	保 健 事 業 費	86,269	71,837	14,432	20.09
	小 計	569,019	449,444	119,575	26.61
基 金 積 立 金	198	398	△ 200	△ 50.25	
公 債 費	2,000	2,000	0	0.00	
諸 支 出 金	74,186	75,236	△ 1,050	△ 1.40	
予 備 費	70,000	70,000	0	0.00	
歳 出 合 計	75,402,000	71,790,800	3,611,200	5.03	

平成24年度 国民健康保険料確定賦課状況

	全体			医療分			
	平成24年度	平成23年度	差	平成24年度	平成23年度	差	
調定世帯数	117,087	117,876	△ 789	117,087	117,876	△ 789	
調定被保険者数	198,697	202,195	△ 3,498	198,697	202,195	△ 3,498	
市民税課税標準額	138,539,987,217	141,281,529,899	△ 2,741,542,682	138,539,987,217	141,281,529,899	△ 2,741,542,682	
算出額	所得割額	14,367,028,162	11,857,021,000	2,510,007,162	9,199,510,475	8,124,701,349	1,074,809,126
	応能割計	14,367,028,162	11,857,021,000	2,510,007,162	9,199,510,475	8,124,701,349	1,074,809,126
	均等割額	8,772,326,944	7,160,396,965	1,611,929,979	5,507,361,338	4,903,720,985	603,640,353
	平等割額	3,258,151,205	2,555,902,316	702,248,889	2,427,214,800	1,960,993,541	466,221,259
	応益割計	12,030,478,149	9,716,299,281	2,314,178,868	7,934,576,138	6,864,714,526	1,069,861,612
	合計	26,397,506,311	21,573,320,281	4,824,186,030	17,134,086,613	14,989,415,875	2,144,670,738
控除額	7割軽減 (件数)	1,564,299,673	1,243,623,805	320,675,868	1,044,462,433	886,020,881	158,441,552
		26,443	26,326	117	26,443	26,326	117
	5割軽減 (件数)	269,742,964	213,591,263	56,151,701	179,109,517	151,604,556	27,504,961
		4,372	4,298	74	4,372	4,298	74
	2割軽減 (件数)	260,463,174	203,945,438	56,517,736	174,986,052	146,199,214	28,786,838
		12,975	12,657	318	12,975	12,657	318
	計 (件数)	2,094,505,811	1,661,160,506	433,345,305	1,398,558,002	1,183,824,651	214,733,351
		43,790	43,281	509	43,790	43,281	509
	限度超過額 (件数)	2,497,589,907	1,507,272,740	990,317,167	1,325,315,520	963,491,839	361,823,681
		7,147	3,367	3,780	3,201	2,434	767
緩和額	21,068,281	15,142,581	5,925,700	15,538,553	11,585,732	3,952,821	
端数	11,288,696	13,210,984	△ 1,922,288	5,249,040	5,518,269	△ 269,229	
控除額計	4,624,452,695	3,196,786,811	1,427,665,884	2,744,661,115	2,164,420,491	580,240,624	
調定額	応能割額	10,812,498,426	9,478,615,964	1,333,882,462	7,167,372,841	6,548,442,643	618,930,198
	応益割額	10,960,555,190	8,897,917,506	2,062,637,684	7,222,052,657	6,276,552,741	945,499,916
	調定額計	21,773,053,616	18,376,533,470	3,396,520,146	14,389,425,498	12,824,995,384	1,564,430,114
	応益割合(一般)	50.34	48.42	1.92	50.19	48.94	1.25
1世帯当たり保険料	185,956	155,897	30,059	122,895	108,801	14,094	
1人当たり保険料	109,579	90,885	18,694	72,419	63,429	8,990	

所得割 (%)	6.7	5.8	0.9
均等割 (円)	28,000	24,500	3,500
平等割 (円)	22,200	17,800	4,400
賦課限度額 (円)	510,000	510,000	0

	後期高齢者支援金分			介護分			
	平成24年度	平成23年度	差	平成24年度	平成23年度	差	
調定世帯数	117,087	117,876	△ 789	59,120	59,565	△ 445	
調定被保険者数	198,697	202,195	△ 3,498	73,003	74,613	△ 1,610	
市民税課税標準額	138,539,987,217	141,281,529,899	△ 2,741,542,682	66,285,497,370	68,557,508,019	△ 2,272,010,649	
算出額	所得割額	3,432,636,823	2,661,513,050	771,123,773	1,734,880,864	1,070,806,601	664,074,263
	応能割計	3,432,636,823	2,661,513,050	771,123,773	1,734,880,864	1,070,806,601	664,074,263
	均等割額	1,927,574,529	1,441,094,400	486,480,129	1,337,391,077	815,581,580	521,809,497
	平等割額	830,936,405	594,908,775	236,027,630	—	—	—
	応益割計	2,758,510,934	2,036,003,175	722,507,759	1,337,391,077	815,581,580	521,809,497
	合計	6,191,147,757	4,697,516,225	1,493,631,532	3,072,271,941	1,886,388,181	1,185,883,760
控除額	7割軽減 (件数)	362,653,868	263,263,190	99,390,678	157,183,372	94,339,734	62,843,638
		26,443	26,326	117	11,313	11,267	46
	5割軽減 (件数)	62,354,310	44,879,169	17,475,141	28,279,137	17,107,538	11,171,599
		4,372	4,298	74	2,345	2,321	24
	2割軽減 (件数)	60,840,778	43,357,575	17,483,203	24,636,344	14,388,649	10,247,695
		12,975	12,657	318	5,641	5,480	161
	計 (件数)	485,848,956	351,499,934	134,349,022	210,098,853	125,835,921	84,262,932
		43,790	43,281	509	19,299	19,068	231
	限度超過額 (件数)	694,423,469	383,438,314	310,985,155	477,850,918	160,342,587	317,508,331
		5,764	3,343	2,421	4,764	1,701	3,063
緩和額	5,529,728	3,556,849	1,972,879	0	0	0	
端数	4,423,407	5,356,023	△ 932,616	1,616,249	2,336,692	△ 720,443	
控除額計	1,190,225,560	743,851,120	446,374,440	689,566,020	288,515,200	401,050,820	
調定額	応能割額	2,491,459,439	2,087,930,542	403,528,897	1,154,421,019	842,877,997	311,543,022
	応益割額	2,509,462,758	1,865,734,563	643,728,195	1,228,284,902	754,994,984	473,289,918
	調定額計	5,000,922,197	3,953,665,105	1,047,257,092	2,382,705,921	1,597,872,981	784,832,940
	応益割合(一般)	50.18	47.19	2.99	51.55	47.25	4.30
1世帯当たり保険料	42,711	33,541	9,170	40,303	26,826	13,477	
1人当たり保険料	25,169	19,554	5,615	32,638	21,415	11,223	

所得割(%)	2.5	1.9	0.6	2.7	1.6	1.1
均等割(円)	9,800	7,200	2,600	19,000	11,200	7,800
平等割(円)	7,600	5,400	2,200	—	—	—
賦課限度額(円)	140,000	140,000	0	120,000	120,000	0

